

令和 8 年（2026 年）7 月 23 日
 午前 10 時～午前 11 時
 於：高層棟 4 階 特別会議室及びオンライン
 総務部 契約検査室
 行政経営部 企画財政室

令和 8 年度 第 1 回政策調整会議 業務委託及び指定管理者制度におけるスライド制度の導入

昨今の人件費の上昇及び物価高騰並びに契約における適切な価格転嫁の要請が国から発出されている状況下において、本市においても人件費の上昇や物価高騰に対応するため、業務委託及び指定管理者制度におけるスライド制度を導入するものです。

1 概要

近年、人件費の上昇や物価高騰が続いており、業務委託及び指定管理者制度導入施設の管理運営に大きな影響を及ぼしています。この状況を踏まえ、業務委託及び指定管理者制度導入施設における業務の適正な履行の確保を目的として、賃金水準や物価水準に一定以上の変動が見られた場合に、委託料及び指定管理料の見直しを行う仕組み（以下「スライド制度」という。）を導入します。

2 業務委託におけるスライド制度について

（1）概要

業務委託においては業務内容や対象経費が多様であり、特に物件費に対して統一的な指標を適用することは困難であり、また、人件費比率が高いことから、まずは全業務において、共通した費用として含まれている人件費部分（法定福利費を含む）に対するスライド適用とし、制度の簡素化のため、最低賃金を指標とします。

適用範囲	人件費	対象経費	人件費総額（法定福利費を含む。賃金水準の変動による影響を受けるものに限る）
		指標	大阪府最低賃金

（2）対象業務

履行開始日から 12 月以上経過し、かつ、発注者及び受注者で設定した基準日以降の未履行期間が 2 月以上ある、人件費が明確に積算できる業務（清掃業務、庁舎等の設備管理業務、警備、受付及び施設運営業務（窓口委託等）、給食調理業務、その他発注者が必要と判断し、かつ、履行の途中で未履行分の業務量を明確に確認できる業務など）を対象とします。

(3) 導入時期

令和9年度（2027年度）契約分※から導入を行います。

※既契約（締結済の契約）への適用措置として、1年を超える複数年契約期間の案件で、かつ、令和9年（2027年）4月1日時点で履行開始日から12月を経過し、発注者及び受注者で設定した基準日以降の未履行期間が2月以上ある業務も対象とします。なお、令和9年（2027年）4月1日において履行開始日から12月以上経過していない契約案件については、12月以上経過した後、発注者及び受注者で基準日を設定し、制度を適用するものとします。

3 指定管理者制度におけるスライド制度について

(1) 概要

スライド適用範囲について、指定管理者制度においては警備や清掃業務等の多くは再委託で実施しているため物件費比率が高く対象外とした場合の効果が薄いことから、物件費においてもスライド適用を行います。また、人件費部分（法定福利費を含む）については、募集時に正規職員相当の者と非正規職員相当の者の内訳を明確にできることから、実態に即した増額を行うため、雇用形態に応じた指標を適用します。

適用範囲	人件費	対象経費	人件費総額（法定福利費を含む。賃金水準の変動による影響を受けるものに限る）
		指標	・ 正規職員相当：民間給与実態調査 ・ 非正規職員相当：大阪府最低賃金
	物件費	対象経費	施設管理経費（維持管理費、事務関連費等。物価の変動による影響を受けるものに限る）
		指標	企業向けサービス価格指数

(2) 対象施設

原則、指定管理者制度を導入している全施設を対象とします。

ただし、利用料金制を導入している施設（指定管理料0円）は対象外とします。

(3) 導入時期

スライド制度は、令和9年度（2027年度）に選定手続を行う施設（令和10年度（2028年度）から指定期間開始の施設）から導入を行い、指定期間2年目の指定管理料から適用します。

初年度の指定管理料は、積算に募集時点の賃金水準や物価水準を見込んだ額が反映されているため、適用の対象としません。

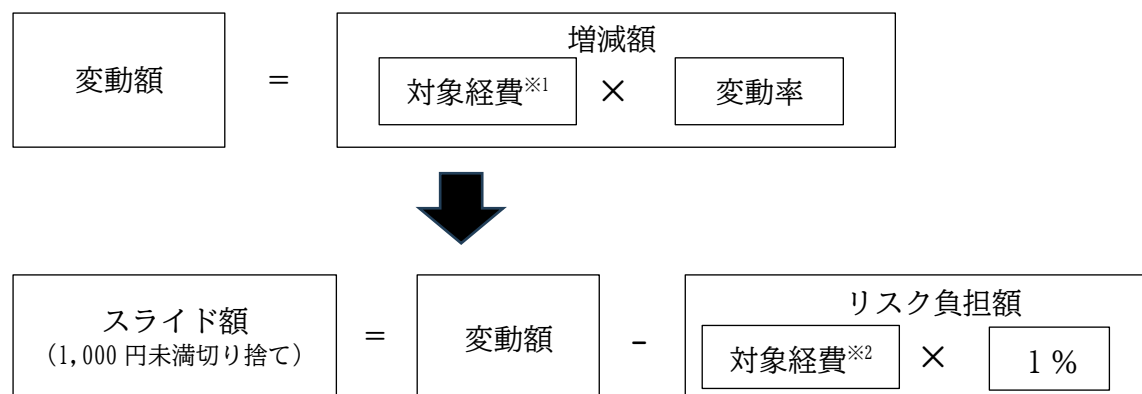
※現指定期間中及び令和8年度（2026年度）に選定手続を行う施設については、将来の物価・賃金上昇を踏まえた指定管理料の積算を行っていることを鑑み、それぞれの施設の個別事情等に応じて、リスク分担表に基づき、対応を検討することとします。

4 各スライド額の算出方法

各スライド別に対象経費※に変動率を乗じて変動額を算出します。

増額の場合、対象経費にリスク負担額である「1 %」を乗じた額を変動額から差し引き、1,000 円未満を切り捨てた金額をスライド額とします。変動率がマイナスとなった場合、同様の考えを用いて減額を行います。

【算出イメージ】



※1 業務委託における変動額の対象経費は未履行分の人件費総額とします。

※2 業務委託におけるリスク負担額の対象経費は未履行分の業務委託料総額とします。

既契約への適用措置については、変動率は直近実績分を適用するとするとともに、事業者側で一定のリスク負担を想定していたとみなし、リスク負担額は「4 %」とします。

5 導入後のスライド制度適用フローチャート

	業務委託	指定管理者制度
N-1 年度	・最低賃金の変動率を基に、各所管室課においてスライド額を算出し、必要に応じ翌年度当初予算額へ計上	・9～10 月に各指標を基に企画財政室において変動率を算出 ↓ ・変動率を基に各所管室課において、スライド額を算出し、翌年度当初予算額へ計上（算出シートを使用）
N 年度 (適用年度)	・事業者からの請求（履行開始日から12 月を経過した基準日以降） ↓ ・スライド額の算出及び事業者との協議 ↓ ・スライド額確定に伴う契約変更（事業者からの請求はN 年度中 1 回に限る）	・当該年度のスライド額を反映した年度協定を締結 ↓ ・増額分の人件費への反映状況を確認
N+1 年度	(以降同様)	(以降同様)

6 導入後の業務委託料及び指定管理料の想定金額

(単位：千円)

	変動率	業務委託※ ²	指定管理者制度※ ³ (指定期間5年合計)
想定金額 ※ ¹	3%	134,865	85,107
	4%	206,264	379,516
	5%	277,663	変動率が毎年5%、6%で推移することは想定していません。
	6%	349,062	

※¹ リスク負担額である「対象経費×1%」を差し引いた後の金額を記載。

※² 業務委託については、令和8年度当初予算（一般会計及び特別会計）に計上された新規契約額のうち90%が人件費とした上で、各変動率を適用した場合の金額を記載。

※³ 現指定期間1年目の債務負担行為設定額合計を対象経費とした上で、現債務負担行為2年目から5年目設定額と各変動率を毎年適用した場合の金額を記載。

7 今後のスケジュール

令和 8年7月23日	政策調整会議
8月上旬	スライド制度導入
8月中旬	実施計画策定及び予算編成の方針に係る通知発出 (通知においてスライド制度に係る運用等を記載)
令和 9年4月以降	業務委託にスライド制度を適用
令和 10年4月以降	指定管理者制度にスライド制度を適用

8 その他

制度導入によるスライド額の増額については、予算査定においては必要な費用として取り扱います。ただし、市全体の収支状況によってはその均衡を図るため、他の予算要求部分について減額査定を行う可能性はあります。